

一般社団法人民事信託推進センター 秘密情報保持規程

(目的)

第1条 本規程は、民事信託士が、信託の委託者若しくは潜在的委託者（以下「サービス希望者」という。）の信託財産に属する財産の管理又は処分に係る指図に関する業務を遂行する上で、民事信託士及び当該民事信託士が所属する法人（以下「民事信託士等」という。）が、遵守すべき秘密保持義務に関する事項を定める

(秘密情報の定義)

第2条 本規程でいう秘密情報とは次の各号に該当するものをいう。ただし、個人情報には該当しない情報で、既に公知であった情報、被開示以前に民事信託士が所有していた情報、正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報は除く。

- (1) 民事信託士がサービス希望者から貸与、交付または開示を受けた文書、図面、コンピューターデータ、USBメモリ、フィルムおよびテープ等のすべての情報
- (2) サービス希望者の秘密事項、当該秘密書類を使用して製作または複製した各種資料、コンピューターデータ等ならびにその対象となった関係資料
- (3) その他、民事信託士等が業務遂行過程において知り得たサービス希望者に関する情報
- (4) 生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）としての個人情報及び特定個人情報（マイナンバー）

(秘密情報保持義務)

第3条 民事信託士等は、法令等に基づき開示を求められた場合を除き、秘密情報を、いかなる第三者にも開示漏洩しないものとし、自己または第三者の利益のために使用してはならない。

- 2 民事信託士等は、サービス希望者の指揮命令により業務遂行のために使用する場合は、前条の秘密情報をいかなる目的のためにも使用、流用、又は方法の如何にかかわらず複製若しくは複写してはならない。
- 3 民事信託士等は、業務遂行上アクセス権限を与えられていない秘密情報

等には一切アクセスしてはならない。

- 4 民事信託士等は、業務遂行のために使用を許可された通信手段を、私的な目的で使用してはならない。
- 5 民事信託士等は、業務契約期間終了時、又はサービス希望者の指示を受けた場合は、法令等に基づき保管が必要である場合を除き、直ちに秘密情報等に関する全ての資料等をサービス希望者に返還又は破棄しなければならない。
- 6 民事信託士等は、当該サービス希望者の指図人に関する業務契約期間中はもとより、業務契約期間終了後といえども、本条の秘密保持義務を遵守しなければならない。
- 7 民事信託士等は、秘密情報が記録および記憶されている媒体その他一切の資料または複製物を、サービス希望者の許可なく業務遂行場所以外の外部に持ち出してはならない。
- 8 民事信託士等は、他で入手した秘密情報をサービス希望者のために業務で使用してはならない。
- 9 民事信託士等は、「個人情報の保護に関する法律」第2条第1項に規定する「個人情報」については、同法その他の関連法令等を遵守する。

(損害賠償等)

- 第4条 民事信託士等が、本規程に定める事項に違反し、サービス希望者に損害を与えたときは、民事信託士等はその損害を賠償しなければならない。
- 2 民事信託士等が、本規程に定める事項に違反した場合、直ちに指図人候補者名簿から抹消されるとともに、その者の民事信託士名簿の登録の取り消しに関する手続きが開始されることとなる。

(改廃)

- 第5条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 本規程は、2022年（令和4年）10月24日より施行する。